

平成 29 年 11 月 6 日  
住宅局住宅政策課  
住宅局住宅生産課  
土地・建設産業局不動産課

## 12月1日より「安心R住宅」の事業者団体の登録申請の受付を開始します

「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、「住みたい」「買いたい」既存住宅（「安心R住宅」）の事業者団体登録制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程<sup>※</sup>）を本日公布し、12月1日より施行します。また、本制度の実施にあたっては関連補助事業により普及に向けた支援を行います。

※「安心R住宅」の標章の使用を希望する事業者団体の登録要件や登録申請手続き等を定めたもの。（別紙2参照）

### 1. 制度の概要

- 耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章を付与するしくみです。（別紙1参照）



「安心R住宅」のロゴマーク →

安心R住宅

### 2. 登録申請等

- 登録申請の手続き及び様式の記入例等は、以下URLに掲載しております。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html)
- 登録申請については、住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室において随時受け付けます。  
登録申請の受付は12月1日より行います。
- 事業者団体の登録を行った際は、国土交通省ホームページに掲載いたします。

### 3. 関連補助事業

- 住宅ストック維持・向上促進事業（安心R住宅版）の提案募集を本日より開始いたします。  
（別紙3参照）  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_mn4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_mn4_000006.html)

以上

#### 【お問い合わせ先】

（制度全般について）

国土交通省住宅局住宅政策課 住宅活用・国際調整官 中澤、係長 田中

TEL：03-5253-8111（内線 39243、39235）、03-5253-8504（直通） FAX：03-5253-1627

（登録申請手続きについて）

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 課長補佐 本田、係長 吉原

TEL：03-5253-8111（内線 39447、39446）、03-5253-8942（直通） FAX：03-5253-1629

（住宅ストック維持・向上促進事業（安心R住宅版）について）

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 係長 田窪、調査員 石田

TEL：03-5253-8111（内線 39448、39432）、03-5253-8942（直通） FAX：03-5253-1629